

社会福祉法人陽光会			
文書番号	QAD8.2.2-2	版数	第16版(2021.7.1)

規則第20号

介護付有料老人ホーム サンヒルズ総社

特定施設入居者生活介護等運営規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設等」という。）の運営にあたり、特定施設入居者生活介護等利用契約（以下「利用契約」という。）第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設等は、利用者（指定特定施設等の利用契約者をいう、以下同じ。）に対し、利用契約書第4条ならびに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供する。

2 ホームが提供する指定特定施設等のサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとする。

3 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めるものとする。

4 サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「指定特定施設等サービス計画」という、以下同じ。）を作成し、利用者の同意のもとに実行する。

5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示しあらかじめ本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立ち個人情報の管理等に努める。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第3条 指定特定施設等に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、別紙1「職員体制」による。

(入居定員及び居室数)

第4条 入居定員は50名、居室数は50室とする。

(指定特定施設等のサービス内容)

第5条 指定特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は別紙2「介護サービス等一覧表」による。

(利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定特定施設等の利用料、その他利用者が負担する費用の額は別紙3「介護サービス利用料金表」による。

(居室を変更する場合の条件及び手続)

第7条 利用者が居室を変更する場合の条件及び手続については、利用契約第6条の規定による。

(ホームの利用にかかる留意事項)

第8条 ホームの利用にあたっては、当該有料老人ホームの管理規程のうち「介護居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」を遵守するものとする。

(緊急時等における対応)

第9条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行う。

(非常災害対策)

第10条 非常災害が発生した場合、「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講ずる。

2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。

3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導等などの防災設備は法令に準拠し設置する。

(その他運営に関する重要な事項)

第11条 その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行う。

2 この規定に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決を図る。

3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

附	則	この規程は、平成22年	3月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成23年	5月	30日	より施行する。
附	則	この規程は、平成24年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成25年	5月	30日	より施行する。
附	則	この規程は、平成26年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成26年	5月	27日	より施行する。
附	則	この規程は、平成27年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成27年	8月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成28年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成29年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成30年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成30年	8月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、平成31年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、令和1年	10月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、令和2年	4月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、令和2年	11月	1日	より施行する。
附	則	この規程は、令和3年	4月	1日	より施行する。

別紙1 (第3条関係)

「職員体制」

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	-	2	-	-	2	1.0
看護職員	3	-	-	-	3	3.0
介護職員	13	3	5	-	21	19.6
機能訓練指導員	1	-	-	-	1	1.0
計画作成担当者	-	4	-	-	4	0.8
その他従業者	2	-	1	-	3	2.6
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	2	-	-	-		
介護福祉士	9	3	3	-		
社会福祉主事	3	-	1	-		
介護職員実務者研修	-	-	-	-		
介護職員初任者研修	4	-	2	-		
介護支援専門員	1	3	1	-		
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	1	-	-	-		
作業療法士	-	-	-	-		
言語聴覚士	-	-	-	-		
看護師及び准看護師	-	-	-	-		
柔道整復士	-	-	-	-		
あん摩マッサージ指圧師	-	-	-	-		
管理者の他の職務との兼務の有無						なし
管理者が有している当該業務に係る資格等	あり	全国社会福祉協議会 社会福祉施設長 資格認定講習課程修了 (第20710386号)				
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の 常勤換算方法による人数の割合						2.21:1

別紙 2 (第 5 条関係)

「介護サービス等一覧表」

介護を行う場所	自立者		要支援・要介護者 (特定施設入居者生活介護等利用契約者)	
	専用居室		専用居室	
区 分	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
[介護サービス]				
<input type="checkbox"/> 食事介助	—	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 排泄介助	—	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> おむつ交換	—	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> おむつ代	—	—	—	実費負担
<input type="checkbox"/> 入浴 (一般浴)				
介助	—	—	週 2 回	週 3 回以上 2,540 円/回
清拭	—	—	週 2 回	週 3 回以上 2,540 円/回
<input type="checkbox"/> 特浴介助	—	—	週 2 回 (入浴不可の場合に限る)	週 3 回以上 2,540 円/回
<input type="checkbox"/> 身辺介助				
体位交換	—	—	必要に応じ随時	—
居室からの移動	—	—	必要に応じ随時	—
衣類の着脱	—	—	必要に応じ随時	—
身だしなみ介助	—	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 機能訓練	—	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 通院介助 (協力医療機関)	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 通院介助 (協力医療機関以外)	—	1 回 2,290 円/時間	—	1 回 2,290 円/時間
<input type="checkbox"/> 緊急時対応 (ケアコール)	24 時間対応	—	24 時間対応	—

注 1：当施設では、介護保険による特定施設入居者生活介護費（介護予防含む）により介護サービスが提供されています。

そのため、自立者が身体状況の悪化等により介護サービスが必要になった場合は、即時、要介護認定を受け当施設と「特定施設入居者生活介護等利用契約書」を締結して頂くこととなりますので予めご了承下さい。

なお、要介護認定が確定するまでの期間については、表記の要支援・要介護者に提供する介護サービスを準用し必要な介護を行います。

注 2：協力医療機関以外の通院介助につき、駐車料金等の付随費用が発生した場合、表記料金に加え、別途実費負担となります。

	自立者		要支援・要介護者 (特定施設入居者生活介護等利用契約者)	
介護を行う場所	専用居室		専用居室	
区 分	月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
[生活サービス]				
<input type="checkbox"/> 居室清掃	週1回	週2回以上 1回 1,145円(30分以内)	週1回	週2回以上 1回 1,145円(30分以内)
<input type="checkbox"/> リネン交換	週1回	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 寝具リース	必要に応じ交換	—	必要に応じ交換	—
<input type="checkbox"/> 日常の洗濯	—	実費負担	—	実費負担
<input type="checkbox"/> ゴミ収集	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 居室配膳・下膳	体調不良時に限り随時	—	体調不良時に限り随時	—
<input type="checkbox"/> おやつ	毎喫食日に提供	—	毎喫食日に提供	—
<input type="checkbox"/> 理美容	—	実費負担	—	実費負担
<input type="checkbox"/> 買物代行 (通常の利用区域)	週1回指定日	指定日以外の利用 1回 1,145円/30分	週1回指定日	指定日以外の利用 1回 1,145円/30分
<input type="checkbox"/> 買物代行 (上記以外の区域)	—	1回 2,290円/時間	—	1回 2,290円/時間
<input type="checkbox"/> 役所手続き代行	月2回指定日	指定日以外の利用 1回 2,290円/時間	月2回指定日	指定日以外の利用 1回 2,290円/時間
<input type="checkbox"/> 金銭等管理	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—
[健康管理サービス]				
<input type="checkbox"/> 定期健康診断	—	年1回(実費負担)	年1回	—
<input type="checkbox"/> 健康相談	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 生活指導	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 服薬支援	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	—	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 医師の往診	—	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時
[入退院時・入院中のサービス]				
<input type="checkbox"/> 入退院時の同行 (協力医療機関)	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
<input type="checkbox"/> 入退院時の同行 (協力医療機関以外)	—	1回 2,290円/時間	—	1回 2,290円/時間
<input type="checkbox"/> 入院中の見舞訪問	必要に応じ随時 (協力医療機関に限る)	—	必要に応じ随時 (協力医療機関に限る)	—
[その他のサービス]				
<input type="checkbox"/> レクリエーション	月次行事・余暇活動等 随時	—	月次行事・余暇活動等 随時	—

別紙3 (第6条関係)

「介護サービス利用料金表」

1. 介護保険給付による利用料

(1) 介護保険給付費

区 分	介護給付費/日	介護給付費額/日	自己負担金/日	1ヶ月(30日)の 自己負担金目安
要支援1	182単位	1,820円	182円	5,460円
要支援2	311単位	3,110円	311円	9,330円
要介護1	538単位	5,380円	538円	16,140円
要介護2	604単位	6,040円	604円	18,120円
要介護3	674単位	6,740円	674円	20,220円
要介護4	738単位	7,380円	738円	22,140円
要介護5	807単位	8,070円	807円	24,210円

(2) 加算給付費

区 分	対 象	介護給付費	介護給付費額	自己負担金	1ヶ月(30日)の 自己負担金目安
個別機能訓練加算 (I)	要支援 要介護	12単位/日	120円/日	12円/日	360円
個別機能訓練加算 (II)	要支援 要介護	20単位/月	200円/月	20円/月	—
生活機能向上 連携加算 (II)	要支援 要介護	100単位/月	1,000円/月	100円/月	—
科学的介護推進 体制加算	要支援 要介護	40単位/月	400円/月	40円/月	—
サービス提供体制 強化加算 (I)	要支援 要介護	22単位/日	220円/日	22円/日	660円
ADL維持等加算 (I)	要介護	30単位/月	300円/月	30円/月	—
ADL維持等加算 (II)	要介護	60単位/月	600円/月	60円/月	—
入居継続支援加算 (I)	要介護	36単位/日	360円/日	36円/日	1,080円
入居継続支援加算 (II)	要介護	22単位/日	220円/日	22円/日	660円
認知症専門ケア 加算 (I)	要支援 要介護	3単位/日	30円/日	3円/日	90円
認知症専門ケア 加算 (II)	要支援 要介護	4単位/日	40円/日	4円/日	120円
医療機関連携加算	要支援 要介護	80単位/月	800円/月	80円/月	—
介護職員処遇改善 加算 (I)	要支援 要介護	所定単位数 ×0.082	—	—	—
介護職員等特定 処遇改善加算 (I)	要支援 要介護	所定単位数 ×0.018	—	—	—
夜間看護体制加算	要介護	10単位/日	100円/日	10円/日	300円
口腔衛生管理体制 加算	要支援 要介護	30単位/月	300円/月	30円/月	—
退院・退所時連携 加算	要介護	30単位/日	300円/日	30円/日	—
口腔・栄養スク リーニング加算	要支援 要介護	20単位/6ヶ月	200円/6ヶ月	20円/6ヶ月	—
若年性認知症 入居者受入加算	要支援 要介護	120単位/日	1,200円/日	120円/日	—
看取り介護加算 (I)	要介護	72単位 (死亡日以前31~45日)	720円/日	72円/日	—
		144単位 (死亡日以前4~30日)	1,440円/日	144円/日	—
		680単位 (死亡日前日・前々日)	6,800円/日	680円/日	—
		1,280単位 (死亡日)	12,800円/日	1,280円/日	—

※上記自己負担金は、介護給付費額の1割の場合であり、一定以上の所得のある方は自己負担金が2～3割となります。

※前橋市は介護保険上の地域区分が7級地に該当するため、介護保険給付による利用料は上記の合計金額に1.4%を加算した額となります。(円未満切捨て)

※令和3年4月1日～令和3年9月30日迄の間は、新型コロナウイルス感染症対応特例評価として上記基本報酬額に0.1%を加算した額となります。(円未満切捨て)

2. 介護保険給付費以外の利用料 (全額自己負担)

[個別的な選択によるサービス]

- | | | |
|---|-------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 基準回数 (週2回) を超える入浴介助 | …………… | 2,540円/回 |
| <input type="checkbox"/> 基準回数 (週1回) を超える居室清掃 | …………… | 1,145円/30分以内 |
| <input type="checkbox"/> 協力医療機関以外への通院介助 | …………… | 2,290円/時間 |
| <input type="checkbox"/> 協力医療機関以外への入退院時の同行 | …………… | 2,290円/時間 |
| <input type="checkbox"/> 買物代行 (通常の利用区域で週1回指定日以外の利用) | …………… | 1,145円/30分 |
| <input type="checkbox"/> 買物代行 (上記以外の区域) | …………… | 2,290円/時間 |
| <input type="checkbox"/> 役所手続き代行 (月2回指定日以外の利用) | …………… | 2,290円/時間 |